

## 長寿な生活調査・発信事業地域通信員実施要項

### (目的)

第1 長寿者（100歳以上高齢者等）への取材活動やメディアへの発信等中核的役割を果たす「地域通信員」（以下、「通信員」という。）を設置し、地域での調査事業が幅広く展開することを目的とする。

また、通信員となる者に対する基礎的な知識の提供を目的とした基礎研修を行う。基礎研修の後、必要に応じてフォローアップ研修を行う。

### (通信員の役割)

第2 通信員は、次の役割を担うものとする。

- (1) 青森県長寿社会振興センター（以下「長寿センター」という。）で依頼する長寿者の生活習慣・生活スタイル等を調査、情報収集及び執筆
- (2) 地域における高齢者の社会活動等に関する情報の収集及び執筆
- (3) 機関誌、ホームページ、マスメディア等の媒体を使って収集した情報の発信

### (通信員の活動支援)

第3 長寿センターは、通信員の活動について、次の支援を行うものとする。

- (1) 長寿センターは、関係機関の協力を得て、通信員の活動の場を開拓するなど組織的な対応を行うものとする。
- (2) 長寿センターは、通信員の活動が適切に運営されるよう通信員の活動状況を常時把握するよう努めるものとする。

### (通信員の養成)

第4 長寿センターは、通信員として活動を希望する者に対して通信員基礎研修会を開催する。

2 通信員基礎研修会は次のとおり行うものとする。

- (1) 受講対象者  
基礎研修会の受講対象者は、地域活動に意欲のある者とし、長寿センターの所長が決定したものであるものとする。
- (2) 実施日程  
おおむね2日間とする。
- (3) カリキュラム  
別紙の内容を標準として実施する。

### (通信員の認定及び取消)

第5 長寿センターは、通信員基礎研修会の修了者について認定証を交付し、通信員として認定する。

2 所長は、通信員の健康等において、取材活動等の遂行に耐えられないと認めた場合及び通信員としてふさわしくない行為があった場合については、認定資格を取り消すことがある。

### (活動の報告)

第6 通信員は、自らの活動状況について、長寿センターより報告を求められた事項については、その都度報告しなければならない。

### (その他)

第7 この要項に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

## 附 則

この要項は平成28年6月1日から施行する。

## 通信員基礎研修カリキュラム

## ◎1日目

時 間	内 容
10:00～	受付
10:30～	開会
10:30～	理事長挨拶
11:00～	講義① 青森県の福祉の現状や課題点を知る
13:00～	高齢者の地域活動事例紹介等
14:00～ 16:00	講義② 仲間づくり等を含むグループワーク
17:00～	交流会（予定）

## ◎2日目

時 間	内 容
9:30～	受付
10:00～	講義③ 取材の仕方を学ぶ
13:00～	地域通信員認定後の説明
13:15～	研修会終了・修了式・地域通信員認定証授与
14:00～	全体日程終了